

規模の目標(県土の利用区分別の目標面積)

平成30年を基準年次、令和11年を目標年次とし、県土の目標面積を定める。

単位:km²

資料2

利用区分	H30	R11	増減率	目標設定の考え方
農用地	1,179	1,169	△0.8%	・農業の持続的な発展は、本県の発展にとって極めて重要 ・農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるため、これまでの減少幅を縮小
森林	6,716	6,716	—	・県土の保全や水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進め、一定量の森林面積を確保
原野	29	29	—	・原野を構成する湿原や草地などは、自然生態系を保全する上で重要なため、現状を維持
水面・河川・水路	255	254	△0.4%	・水面(天然湖沼等)は、自然生態系を保全する上で重要なため、現状を維持 ・水面(人造湖)と河川は増減の見込みなし ・水路は農地の減少に伴い微減
道路	273	278	1.8%	・地域間のネットワークと災害時における交通基盤の多重性・代替性の確保が必要 ・一方、宅地面積の伸びの鈍化に伴い、必要となる道路整備が縮小 ・農道、林道は現状を維持
宅地	291	293	0.7%	・今後の人口減少等により、伸びが鈍化 ・都市機能や居住の集約、空き家等の有効活用を優先 ・市街地等の農地は今後も一定の宅地化が続く見込み
その他	580	584	0.7%	・県土の面積から、上記の面積を差し引いたもの
合計	9,323	9,323	—	—

地域別の方向性

※ 山形県第4次総合発展計画の「地域の発展方向」に沿って定めた次の方向性に配慮した土地利用を図るものとする。

村山地域	様々な産業や教育研究機関等を活かすとともに、農産物等の地域資源を活用しながら、持続的に発展する産業群の形成や、高速道路網を活かした周辺各地域との人的・物的交流の拡大を図る。
最上地域	林業・木材関連産業の集積を活かした産業振興の加速や、豊富な森林資源等を活かした再生可能エネルギーの導入促進とともに、地域をつなぐアクセス道路と拠点施設の整備により、連携・交流基盤や定住環境の形成を図る。
置賜地域	製造業や園芸作物、米沢牛等の競争力強化による高付加価値産業群への進化、また、発展基盤の確立に向けた隣県や首都圏との交通アクセスの強化とともに、再生可能エネルギーの導入促進を図る。
庄内地域	バイオテクノロジー等先端技術分野や多彩な食材を活かした産業群の形成と、その発展を支える高速道路網や酒田港の機能強化等社会基盤の形成とともに、再生可能エネルギーの導入促進を図る。

土地利用の原則及び調整に関する事項

五地域の土地利用の原則

五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)の土地利用の原則を定める。

重複する地域の調整指導方針

都市地域と農業地域が重複する場合など9つの組み合わせについて、調整指導方針を定める。

山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画(原案)の概要

計画の概要

○ 国土利用計画(国土利用計画法第7条)

- ・国土の利用に関する全ての計画の基本となるもので、全国(国)、都道府県、市町村の3段階の計画がある。
- ・県計画は、全国計画を基本として、県土利用の基本的な方向性等を定め、行政上の指針となる。

○ 土地利用基本計画(国土利用計画法第9条)

- ・国土利用計画(全国計画・県計画)を基本として、県が策定する。
- ・県の区域における5地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)と、5地域が重複する場合の土地利用調整等について定め、行政上の指針となる。

計画策定の方針

- ・国土利用計画(全国・第五次)(H27年度策定)を基本とし、第4次山形県総合発展計画(令和元年度策定)を踏まえ策定
- ・県土地利用基本計画は、県国土利用計画を基本とすることから、両計画を統合し、一体的に策定
- ・計画期間は、令和2年度から概ね10年間

県土の利用をめぐる状況と課題

- ・本県の人口減少は今後も進行するが、対策により、2060年には71～77万人程度になる見込み
- ・都市は低未利用地や空き家等が増加し、農山漁村は荒廃農地等が増加
- ・今後、人口減少や財政的な制約から、これまでと同様の県土の管理が困難と想定

人口減少による
県土の管理水準の低下



有効に活用されていない都市の低未利用地

- ・自然災害が頻発化・激甚化、大規模な地震の発生
- ・頻発する自然災害に対する県民の防災に関する意識の高まり
- ・速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組みが重要

県土における
災害リスクの増大



令和2年7月豪雨で氾濫し、甚大な被害をもたらした最上川
写真：国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所提供

- ・里地里山の自然環境や景観の悪化
- ・美しい農山漁村の集落等が荒廃し、魅力ある地域の維持・再生に影響
- ・気候変動に伴う自然環境の悪化等により、食料や水の供給など「自然の恵み」に影響

自然環境と
美しい景観の悪化



市民に親しまれている里山で松枯れが拡大

県土利用の基本的な方向性

基本方針1

人口減少下における
県土の適切な利用と管理

基本方針2

災害に強い
安全・安心な県土づくり

基本方針3

将来世代に引き継ぐ
優れた自然環境と美しい景観

本計画が目指す県土の姿

県土の安全性を高め、人と自然が調和し、持続可能で豊かな県土の形成

計画実現のために必要な措置の概要(主なもの)

① 都市のコンパクト化と交通ネットワークの強化

- ・居住や医療・福祉等の都市機能を街なかへ誘導
- ・無秩序な市街地拡大の抑制
- ・生活圏を結ぶ道路整備や機能の強化



県内で最初に立地適正化計画を策定(H29.4)し、街なかへ居住や都市機能の誘導を図る鶴岡市

② 農林業的土地利用の適正化と農山漁村の維持・活性化

- ・農地の大区画化や担い手への集積・集約化
- ・再造林や間伐など森林の健全な管理の推進
- ・様々な地域資源を最大限に活用した取組みの推進
- ・荒廃農地の発生防止対策、再生利用対策の強化

③ 土地利用関連法令等の適正な運用と適切な土地利用の推進

- ・土地利用に関する法令や計画による適切な調整
- ・地域の実情を踏まえ、農林業的土地利用から宅地への転換を抑制

① ハード対策とソフト対策の適切な連携

- ・防災関連のインフラ整備や防災拠点施設の耐震化
- ・区域指定を通じた住宅等の新規立地の抑制、移転の推進
- ・洪水警戒情報等の提供や防災教育の体系的な実施

② 迅速な復旧・復興が可能な県土の形成

- ・ミッシングリンク解消による交通基盤の代替性・補完性の確保
- ・大規模災害時に必要な緊急輸送道路の整備・確保
- ・再生可能エネルギーの分散配置



国道13号の代替・補完機能を果たす東北中央自動車道

③ 自然生態系の有する防災・減災機能の活用

- ・健全な森林の植生や農地の土壌を維持する取組みの推進
- ・洪水防止機能、土砂災害防止機能の持続的活用

① 県民の暮らしと自然との調和

- ・自然環境を田園都市づくりや観光振興等に活用
- ・廃棄物の発生抑制など環境への負荷を低減する資源循環型社会システム形成の推進
- ・「やまがた森林ノミクス」の加速による森林資源の循環利用と積極的な活用



成長産業化が期待される林業

② 美しい景観の保全・形成

- ・景観に配慮した再生可能エネルギーの導入
- ・市町村の景観行政団体への移行推進
- ・国内外に向けた景観の魅力発信の強化

③ 優れた自然環境の維持・保全

- ・自然生態系の維持や環境保全活動の推進
- ・希少な野生動植物の生息・生育地の保全



全国一の面積を誇るブナの天然林